

総 税 企 第 3 7 号
令和 3 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 1 0 7 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 1 0 8 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 3 4 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 3 5 号）は令和 3 年 3 月 3 1 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日（地方税法施行令の一部を改正する政令は原則として令和 5 年 4 月 1 日、地方税法施行規則の一部を改正する省令は原則として令和 6 年 1 月 1 日）から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

一 総括的事項

令和3年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 令和3年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等を継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずることとした。
- (2) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長を行うこととした。
- (3) 自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しを行うこととした。

二 地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 所得税の額の計算上控除しきれなかった外国税額控除の額、源泉徴収税額又は予納税額がある一定の場合において所得税に係る一定の申告書の提出があったときは、賦課決定の期間制限の特例として、当該提出があった日の翌日から起算して2年間賦課決定を行うことができることとした（法17の6③Ⅱ）。
- (2) 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書の提出の際に經由すべき者が電磁的方法によるこれらの申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること等一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする等の措置を講ずることとした（法45の3の2④、45の3の3④、50の7③、令8の2の2、8の2の3、8の4の2、則2の5の2）。
- (3) 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、株式等譲渡所得割の納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品取扱業者等に支払うべき一定の費用の金額がある場合には、当該金額（一定の金額を限度とする。）に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないこととする事とした（法71の51③）。
- (4) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の道府県民税まで延長することとした（法附則4の4①）。
- (5) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外することとした（法附則35の2の3①、令附則18の3①）。
- (6) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人の道府県民税まで延長する等の措置を講ずることとした（法附則61②）。
- (7) 個人の道府県民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとした（法附則3の3①）。

- (8) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人の道府県民税に係る附記事項を追加することとした（則2の3②X）。
- (9) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則8②④）。
- (10) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置に改めた上、その適用期限を令和5年3月31日までとすることとした（法附則8⑪～⑭）。
- (11) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑰⑱）。
- (12) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑲⑳）。
- (13) 法人が地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して更正請求書を提出することができるよう、所要の措置を講ずることとした（則24の39①IのIV）。

2 事業税

- (1) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした（法附則9⑫）。
- (2) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次のとおり改めた上、その適用期限を令和5年3月31日までとすることとした（法附則9⑬～⑰）。
 - ア 新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が100分の2以上である場合に特例措置を講ずること。
 - イ 控除額について、控除対象新規雇用者給与等支給額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすること。
- (3) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした（法附則9⑳）。
- (4) 電気供給業のうち、電気事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）に係る法人事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割

額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとした（法72の2①Ⅲ）。

- (5) 電気供給業のうち、特定卸供給事業に対する法人事業税の標準税率を次のとおりとすることとした（法72の24の7②③）。

ア 資本金1億円超の普通法人

- ① 収入割 100分の0.75
- ② 付加価値割 100分の0.37
- ③ 資本割 100分の0.15

イ 資本金1億円以下の普通法人等

- ① 収入割 100分の0.75
- ② 所得割 100分の1.85

- (6) 電気供給業のうち、電気事業法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業（以下「配電事業」という。）及び特定卸供給事業に係る法人事業税の分割基準を、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準とすることとした（法72の48③Ⅱ）。

ア 配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

- ① ②に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）と電氣的に接続している電線路（一定の要件に該当するものに限る。以下同じ。）の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。
- ② 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

イ 特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

- ① ②に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。
- ② 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

- (7) (4)から(6)までに伴う所要の措置を講ずることとした（法72の41①Ⅱ、72の48⑨ⅠⅡ、附則9②、令附則6の2⑨）。

- (8) 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、ガス事業法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者で一定の要件に該当するものが分社化した後の当該分社化に係る一定のガス事業者の間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則9②、令附則6の2⑩、則附則2の10）。

- (9) 法人事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用するための必要な読替えを定めることとした（令20の3①②）。
- (10) 収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業法第28条の40第2項の交付金を追加する措置を講ずることとした（令22VI）。
- (11) 法人が地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して更正請求書を提出することができるよう、所要の措置を講ずることとした（則24の39①IのIVVIIのIIVIIのIII）。

3 不動産取得税

- (1) 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11⑰）。
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11⑱）。
- (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置について、対象を特定要除却認定マンション又はその敷地とすることとした（法附則10⑤）。
- (4) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象に福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する土地を追加した上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則11①）。
- (5) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則11⑳、令附則7⑰⑱⑲㉑、則附則3の2の16、3の2の18）。
 - ア 特定特例事業者等に係る不動産特定共同事業契約について、その対象に土地の地上権又は賃借権とあわせて取得する家屋を加え、新築又は増築等後10年以内の譲渡要件を廃止すること。
 - イ 小規模不動産特定共同事業者等が取得する家屋の要件を、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が300万円以上であることについて証明された家屋とすること。
 - ウ 特定特例事業者等が取得する増築等が必要な家屋の要件を、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が1000万円又は当該家屋の取得価額の100分の1に相当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて証明された家屋と

すること。

- (6) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が取得する帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、対象を帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地とすることとした（法附則 1 1 ⑩）。
- (7) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 0 ①）。
- イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 0 ③）。
- ウ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 ③）。
- エ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 ④）。
- オ 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 ⑤）。
- カ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 ⑦）。
- キ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 ⑨）。
- ク 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 ⑩）。
- ケ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則 4 %）を 3 %とする特例措置の適用期限を令和 6 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 の 2）。
- コ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 の 4 ①）。
- サ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後 2 年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 の 4 ④）。
- シ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後 2 年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工

事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則11の4⑥）。

ス 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること（法附則11の5）。

セ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則51①）。

ソ 被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該被災家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則51②）。

タ 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則51③）。

チ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則51の2）。

(8) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件を180平方メートル以下（現行210平方メートル以下）とし、その対象から地方公共団体の補助を受けて新築された貸家住宅を除外した上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則11⑩、令附則7⑭⑮）。

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件を180平方メートル以下（現行210平方メートル以下）とし、その対象から地方公共団体の補助を受けて新築された貸家住宅を除外した上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則11の4③、令附則9の2）。

4 軽油引取税

(1) 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置については、次に掲げるものを除き、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の7①、令附則10の2の2⑦、則附則4の7⑦）。

ア 鉦さいバラス製造業を営む者（中小事業者等を除く。）が専ら鉦さいの破碎又は鉦

さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取り

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が専ら産業廃棄物の処分のために使用する機械（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）の動力源の用途に供する軽油の引取り

ウ 木材注薬業を営む者が専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取り

- (2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置については、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の7⑤）。
- (3) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置については、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の7⑥）。
- (4) 課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が令和6年3月31日以後に到来する場合には、同日までとすることとした（令附則10の2の2⑧）。
- (5) 二人以上の免税軽油使用者の代表者による免税証の交付の申請書に添付しなければならない明細書への押印を要しないものとする事とした（令43の15⑨）。
- (6) 自動車の保有者による特別徴収義務者から納入を受けた軽油の数量等を記載した書類への署名を要しないものとする事とした（則8の51⑤）。

5 自動車税

- (1) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置について、次のとおり対象を見直すこととした（法149①～③、則9の2⑧～⑳）。

ア 電気自動車

イ 次に掲げる天然ガス自動車

- ① 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの
- ② 平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物

の値の10分の9を超えない天然ガス自動車

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

③ 車両総重量が2.5t以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

⑤ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ⑥ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ⑦ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) ⑥(イ)(一)又は(二)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる石油ガス自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

- ① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (二) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
 - (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

カ 次に掲げる軽油自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

- ① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は平成21年10月

- 1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) ①(イ)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
 - (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (二) 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ④ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ⑤ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) ④(イ)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- ⑥ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成28年10月1日（車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合すること。
 - (二) 平成21年10月1日（車両総重量が12t以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の11

0 を乗じて得た数値以上であること。

(2) 環境性能割の税率について、次のとおり対象を見直すこととした（法 157①～⑤、則 9 の 4）。

ア 次に掲げるガソリン自動車（(1)の適用を受けるものを除く。） 100分の1

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

③ 車両総重量が2.5t以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

④ 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

⑤ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

⑥ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ⑥(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる石油ガス自動車（(1)の適用を受けるものを除く。） 100分の1

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)オ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)オ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75

を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 次に掲げる軽油自動車（(1)の適用を受けるものを除く。） 100分の1

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)カ①(イ)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)カ①(イ)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)カ③(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)カ④(イ)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

⑤ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)カ⑥(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 次に掲げるガソリン自動車（(1)及びアの適用を受けるものを除く。） 100分の2

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)エ⑥(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる石油ガス自動車（(1)及びイの適用を受けるものを除き、乗用車に限る。

） 100分の2

① (1)オ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。

② エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

③ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

カ 次に掲げる軽油自動車（(1)及びウの適用を受けるものを除く。） 100分の2

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)カ①(イ)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)カ③(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)カ④(イ)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) (1)カ⑥(イ)(一)又は(二)に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

キ (1)及びアからカまでの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の10①）。

- (4) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとした（法附則12の2の10②、附則12の2の12③）。
- (5) 軽油自動車のうち、(1)カ①(イ)に該当する乗用車については、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした（法附則12の2の10③）。
- (6) (2)ウ①及び②並びにカ①に掲げる軽油自動車については、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした（法附則12の2の10④）。
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の13①）。
- (8) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置について、乗車定員30人以上であって一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち空港を起点又は終点とするものに係る控除額を800万円に引き上げた上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の13②、則附則4の11④）。
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の13③）。
- (10) 車両総重量が8tを超え20t以下の一定のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。(11)において同じ。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則12の2の13④、則附則4の11⑧～⑬）。
- (11) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和3年10月31日まで延長することとした（法附則12の2の13⑤、則附則4の11⑮⑯）。
- ア 車両総重量が5t以下の一定の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）
- イ 車両総重量が5tを超え12t以下の一定のバス等
- ウ 車両総重量が3.5tを超え8t以下の一定のトラック
- エ 車両総重量が8tを超え20t以下の一定のトラック
- (12) 車両総重量が8tを超える一定のトラック（被けん引自動車を除く。）のうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除

する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 12 の 2 の 13⑥、則附則 4 の 11⑰⑱）。

- (13) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした（法附則 12 の 3、則附則 5 の 2⑦～⑬）。

ア 環境負荷の少ない自動車

令和 3 年度及び令和 4 年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

- ① 次に掲げる自動車について、税率の概ね 100 分の 75 を軽減することとした。

(イ) 電気自動車

(ロ) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和 12 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 90 を乗じて得た数値以上かつ令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ホ) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和 12 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 90 を乗じて得た数値以上かつ令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ヘ) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和 12 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 90 を乗じて得た数値以上かつ令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上のもの

- ② 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（①の適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね 100 分の 50 を軽減することとした。

(イ) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車であって、エネルギー消費効率が令和 12 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 70 を乗じて得た数値以上かつ令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ロ) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車であって、エネルギー消費効率が令和 12 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 70 を乗じて得た数値以上かつ令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ハ) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車であって、エネルギー消費効率が令和 12 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 70 を乗じて得た数値以上かつ令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上のもの

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね 100 分の 15（バス及びトラックについては概ね 100 分の 10）を重課する特例措置を講ずることとした。

- ① ガソリン自動車又は石油ガス自動車平成 22 年 3 月 31 日までに初回新規登録

を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- ② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日まで
に初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過
した日の属する年度

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 所得税の額の計算上控除しきれなかった外国税額控除の額、源泉徴収税額又は予納税額がある一定の場合において所得税に係る一定の申告書の提出があったときは、賦課決定の期間制限の特例として、当該提出があった日の翌日から起算して2年間賦課決定を行うことができることとした（法17の6③Ⅱ）。
- (2) 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書の提出の際に經由すべき者が電磁的方法によるこれらの申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること等一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする等の措置を講ずることとした（法317の3の2④、317の3の3④、328の7③、令48の9の7の2、48の9の7の3、48の18、則2の5の2）。
- (3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の市町村民税まで延長することとした（法附則4の4③）。
- (4) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外することとした（法附則35の2の3⑤、令附則18の3④）。
- (5) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人の市町村民税まで延長する等の措置を講ずることとした（法附則61④）。
- (6) 個人の市町村民税の均等割の非課税の範囲及び税率の軽減並びに所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとした（法311Ⅰ、附則3の3④、令47の3Ⅰ）。
- (7) 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の通知について、特定特別徴収義務者の申出がある場合には、当該通知に代えて電磁的方法により通知事項を提供しなければならないこととし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなすこととする等の措置を講ずることとした（法321の4⑦～⑪、則9の22）。
- (8) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人の市町村民税に係る附記事項を追加することとした（則2の3②Ⅹ）。
- (9) 給与支払報告及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書について、新しい勤務先等に

係る記載事項を追加することとした（則 18 号様式）。

- (10) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 8 ②④）。
- (11) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置に改めた上、その適用期限を令和 5 年 3 月 31 日までとすることとした（法附則 8 ⑪～⑭）。
- (12) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則 8 ⑰⑱）。
- (13) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則 8 ⑲⑳）。
- (14) 法人が地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して更正請求書を提出することができるよう、所要の措置を講ずることとした（則 24 の 39 ① I の IV XI の II）。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

ア 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の固定資産税及び都市計画税にあつては、前年度分の課税標準額）を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地等のうち商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に 10 分の 6 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に 10 分の 2 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則 17、18、18 の 3、22、24、25、25 の 3、27 の 5、28）。

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が 0.6 以上 0.7 以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること（法附則 18、25）。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が 0.7 を超える土地に係る固定資産税

及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること（法附則18、25）。

- エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税及び都市計画税にあつては、前年度分の課税標準額）を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること（法附則17の4、19、26）。

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

- オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税及び都市計画税にあつては、前年度分の課税標準額）を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずること。ただし、令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とする等所要の措置を講ずること（法附則19の3、19の4、23、27の2、27の5、28、29の4）。

- カ 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21、27の4、27の5）。

- キ 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、カ又はキの減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に100分の110（令和3年度分の固定資産税及び都市計画税であつて、令和2年度分の固定資産税及び都市計画税について、カ又はキの減額が行われている場合は、100分の100）以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21の2、27の4の2、27の5）。

- (2) 令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした（法附則17の2、19の2、19の2の2、22）。

- (3) ダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管で洪水調節に資するものについて、非課税とすることとした（法348②、令51の15の11、則10の13の3）。
- (4) 自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた一定の自転車を賃貸する事業を行う者が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間はその価格の4分の3の額とすることとした（法附則15④⑤、令附則11⑤⑥、則附則6④⑤）。
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に設置した一定の雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準をその価格に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした（法附則15④⑥、則附則6⑥⑦）。
- (6) 平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され又は改築された家屋について、取得又は改築から4年度間は固定資産税額及び都市計画税額の2分の1に相当する額を減額することとした（法附則16の2⑩、令附則12の4⑪～⑭⑯、則附則7の3⑩⑪）。
- (7) 平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から4年度間はその価格の2分の1の額とすることとした（法附則16の2⑪、令附則12の4⑮～⑰、則附則7の3⑫）。
- (8) 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成30年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした（法附則16の3、令附則12の5、則附則7の4）。
- (9) 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、国際船舶のうち海上運送法に規定する認定特定船舶導入計画に従って取得された一定の特定船舶にあつては課税標準をその価格の36分の1とした上、その適用期限を令和5年度まで延長することとした（法附則15⑨、則附則6⑳）。
- (10) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる鉄道駅等に前年度の1日当たりの平均的な利用者の人数が2000人以上3000人未満である駅等であつて、

同法に規定する基本構想において定められた重点整備地区の区域内の生活関連施設であるものを追加した上、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則15⑳、令附則11㉑）。

- (11) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象を帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産とすることとした（法附則15㉒、令附則11㉒）。
- (12) 平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成28年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その対象に被災市街地復興推進地域の区域内にある土地を加えた上、その適用期限を令和4年度まで延長することとした（法附則16の2①～⑨、令附則12の4①～⑩、則附則7の3⑤⑥）。
- (13) 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則64、令附則39、則附則30）。
- ア 対象に一定の機械装置等を加えること。
- イ 対象を中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する資産とすること。
- なお、本特例措置の対象に追加された機械装置等に係る減収額は、新型コロナウイルス感染症地方税減収補填特別交付金の対象となるが、令和3年3月31日以前に取得された機械装置等に係る旧法附則第15条第41項の規定による減収額は同交付金の対象とならないため、同一の納税義務者の同一年度の固定資産税に係る減収額であっても、取得日により区分して集計する必要がある。
- (14) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則14②）。
- イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15④）。
- ウ 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑩）。
- エ 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に

- 利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑫）。
- オ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和4年度分まで延長すること（法附則15⑬）。
- カ 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑭）。
- キ 津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設若しくは同法に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分又はこれらの施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その指定避難施設の指定に係る期限又は管理協定に係る締結期限を令和6年3月31日まで延長すること（法附則15⑮⑯）。
- ク 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑰）。
- ケ 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の改良期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑱）。
- コ 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その補助開始対象期間を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑲）。
- サ 特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その土地使用権の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑳）。
- シ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15の8①）。
- ス 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる防災施設建築物の新築期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15の8③）。
- セ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準

の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和8年度まで延長すること（法附則56①～⑨、令附則33④⑤、則附則24⑤⑥）。

ソ 東日本大震災に係る被災住宅用地の所有者等が、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める一定の土地を取得した場合の当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則56⑩）。

タ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の取得期限又は改築期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則56⑪）。

チ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限を令和6年3月31日まで延長すること（法附則56⑫）。

(15) 次のとおり課税措置の特例措置等を改めることとした。

ア 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象から一定の補助金を受けて取得した設備を除外した上、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑧、則附則6⑳）。

イ 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両又は改良車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の鉄道事業者等が取得する新造車両の適用要件に一定の環境性能要件を加えた上、その新造車両に係る新造期限又は改良された車両の当該改良された部分に係る改良期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑬、則附則6㉓）。

ウ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる認定事業（都市再生緊急整備地域における事業に限る。）により整備される家屋の延べ面積の要件を7万5千平方メートル以上（現行5万平方メートル以上）とした上、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑯、令附則11㉔）。

エ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15⑰、令附則11㉕㉖）。

① 対象を都市鉄道利便増進事業のうち速達性向上事業により取得した資産とすること。

② 駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産を適用対象から除外すること。

オ 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象を一定の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて証明されたものとした上、その設置期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15③⑤、令附則11③⑧、則附則6⑩⑪）。

カ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件を180平方メートル以下（現行210平方メートル以下）とし、その対象から地方公共団体の補助を受けて新築された貸家住宅を除外した上、その対象となる住宅の新築期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15の8②、令附則12①⑫）。

(16) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。

ア 特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑧～⑩、旧則附則6②⑥⑦）

イ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑪、旧則附則6③）

ウ 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑬、旧令附則11④④①、旧則附則6④④～④⑨）

(17) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、令和5年4月1日をもって廃止することとした（旧法附則64、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）による改正前の令附則39、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）による改正前の則附則30）。

3 軽自動車税

(1) 環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税措置について、次のとおり対象を見直すこととした（法446①～③、則15の9⑤～⑮）。

ア 電気軽自動車

イ 次に掲げる天然ガス軽自動車

① 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

② 平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス軽自動車

ウ 次に掲げるガソリン軽自動車

- ① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 第1の5(1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ② 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 第1の5(1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 環境性能割の税率について、次のとおり対象を見直すこととした(法451①~⑤、則15の11①~⑥)。
- ア 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(1)の適用を受けるものを除く。) 100分の1
- ① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 第1の5(1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ② 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 第1の5(1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- イ 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(1)及びアの適用を受けるものを除く。) 100分の2
- ① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 第1の5(1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の55を乗じて得た数値以上であること。
 - ② 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 第1の5(1)エ①(イ)(一)又は(二)に該当すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ウ (1)並びにア及びイの適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車100分の3
- (3) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとした(法附則29の8の2、附則29の18③)。
- (4) 令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年

度に次のとおり種別割の税率を軽減することとした（法附則 30⑥～⑧、則附則⑦⑧）。

ア 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、税率の概ね 100分の75を軽減することとした。

イ 三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）のうち、一定の排出ガス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のものについて、税率の概ね100分の50を軽減することとした。

ウ 三輪以上のガソリン軽自動車（イの適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、一定の排出ガス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のものについて、税率の概ね100分の25を軽減することとした。

- (5) 軽自動車税の環境性能割及び種別割の申告又は報告並びに継続検査時における種別割の納付の有無の事実の確認について、オンライン手続により行うことができるよう、所要の措置を講ずることとした（則 24の39⑪ⅫのⅡ～ⅫのⅣ、31の2の2）。

4 事業所税

- (1) 次のとおり課税標準の特例措置を延長することとした。

ア 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則 33①）。

イ 沖縄振興特別措置法に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則 33②）。

ウ 沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則 33③）。

エ 沖縄振興特別措置法に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則 33④）。

オ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人の事業については令和5年3月31日まで、個人については令和4年分まで延長すること（法附則 33⑤）。

カ 一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものにおいて行う事業に係る

課税標準の特例措置について、その適用期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則33⑥）。

- (2) 電気事業法に規定する配電事業又は特定卸供給事業の用に供する施設について、事業所税を非課税とする措置を講ずることとした（法701の34③XVI）。

第3 その他

- 1 地方団体の長は、指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収することができないこととする等の措置を講ずることとした（法13の4）。
- 2 自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合における地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存並びに当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について、道府県知事の承認を不要とすることとした（法748①、749①③、則25①、26）。
- 3 卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡し又は消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類について、当該卸売販売業者等が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、一定の方法により、当該書類に係る電磁的記録の保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えることができることとした（法748②、749②③、則25③、26②～④）。
- 4 次の地方税関係書類に記載されている事項を一定の装置により電磁的記録に記録する場合には、一定の方法により、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該地方税関係書類の保存に代えることができることとする等の措置を講ずることとした（法748③、則25④～⑨）。
 - (1) 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合におけるその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類
 - (2) 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合における当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類
 - (3) 卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡し又は消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類
 - (4) 自動車用炭化水素油譲渡証の写し
 - (5) 軽油の引取りを行った者の事務所又は事業所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類
- 5 地方税関係書類の徴収及び提出について、次の措置を講ずることとした（法750、則27）。
 - (1) 4(1)及び(2)の地方税関係書類について、当該地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもって当該地方税関係書類の徴収に代えることができることとした。
 - (2) 4(5)の地方税関係書類について、当該地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁

的記録の提供をもって当該地方税関係書類の提出に代えることができることとした。

(3) 4(1)、(2)又は(5)の地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、一定の方法により、当該電磁的記録を保存しなければならないこととした。

6 4により保存が行われている地方税関係書類に係る電磁的記録又は5(1)若しくは(2)により提供が行われた地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項(隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。)に基づいて期限後申告等があった場合における重加算金の額は、通常重加算金の額に、その金額の計算の基礎となるべき金額(当該事項に係る金額に限る。)に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした(法756④~⑥、令58)。

7 二の第二の2(13)による都道府県及び市町村の固定資産税の減収を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付期間を令和8年度まで延長することとした(法附則65、66、68、69、72~75)。

8 特定徴収金について、その対象となる税目に自動車税の種別割、固定資産税、軽自動車税の種別割及び都市計画税を追加することとした(令57の5の2ⅧIXXⅡ)。

9 提出者等の押印をしなければならないこととされている地方税関係書類について、押印を要しないこととした(則26①Iロ(1)(2)、附則8の3①I、1号様式、5号の4様式、5号の5様式~5号の6様式、5号の8様式、5号の9様式、6号様式、6号様式(その2)、6号の2様式、6号の3様式、6号の3様式(その2)、10号の3様式~11号様式、12号の3様式、12号の7様式、12号の10様式、12号の13様式、12号の15様式~14号の3様式、16号様式、16号の3様式、16号の6様式、16号の7様式、16号の8様式、16号の10様式、16号の12様式、16号の13様式~16号の18様式、16号の21様式~16号の23様式、16号の25様式~16号の33様式、16号の35様式~16号の41様式、16号の42様式、16号の43様式、18号様式、20号様式、20号の2様式、20号の3様式、22号の2の2様式、22号の3様式、26号様式、30号様式、33号の4様式~34号の2の2様式、34号の2の6様式、34号の5様式、34号の6様式~34号の12様式、44号様式、49号様式~51号の2様式、55号の5様式、55号の6様式、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記1号様式、別記2号様式)。

三 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法の改正に関する事項

二の第1の2(7)に伴う所要の措置を講ずることとした(改正前効地方税法72の41①Ⅱ、附則9②、改正前効地方税法施行令附則6の2⑨)。

四 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の改正に関する事項

令和3年4月1日以後に提出する確定申告書について、代表者及び経理責任者等の自署押印を要しないこととした(平成30年改正法附則6、38)。

五 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の改正に関する事項

通算法人の過年度の外国税額控除額が過年度の期限内申告書に添付された書類に外国税額控除額として記載された金額を超える一定の場合又は下回る一定の場合には、その差額に相当する金額を進行年度の道府県民税の法人税割額若しくは市町村民税の法人税割額から控除し、又は道府県民税の法人税割額若しくは市町村民税の法人税割額に加算する等所要の措置を講ずることとした（令和2年改正法2）。

六 地方自治法の改正に関する事項

歳入等を納付しようとする者は、一定の場合には、指定納付受託者にその納付を委託することができることとし、当該指定納付受託者が当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなすこととするほか、指定納付受託者の指定、取消しその他所要の措置を講ずることとした（自治法231の2の2～231の2の7、231の4、自治令157の2、自治則12の2の4～12の2の10）。

七 国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項

- 1 二の第二の2（3）に伴う所要の措置を講ずることとした（交付金法2①IVV、交付金令1の2、1の3③④、交付金則1、1の2の3）。
- 2 令和4年度から令和6年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした（交付金法附則⑭）。

八 航空機燃料譲与税法の改正に関する事項

令和3年度に限り、航空機燃料譲与税の譲与額について、令和3年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の9分の4に相当する額と航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の9分の2に相当する額との合算額とする等の措置を講ずることとした（航空機燃料譲与税法附則②）。

九 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）の改正に関する事項

1 道府県民税及び市町村民税

五の通算法人の外国税額控除に関して、税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類等の申告書等への添付要件及び税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類等の申告書等への添付義務を定める等所要の措置を講ずることとした（令和2年改正令、令和2年改正則）。

2 事業税

法人事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用するための必要な読替えを定めることとした（令和2年改正令）。

十 総務省組織令の改正に関する事項

自治財政局、自治税務局及び自治財政局交付税課の所掌事務の特例の適用期限を令和9年

3月31日まで延長することとした（総務省組織令附則4②、5②、14②関係）。

十一 特記事項（令和3年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等）

1 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。

(1) 地方税共同機構が管理するeLTAXについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年12月28日改定）において、eLTAXデータの地方団体の基幹税務システムへの取り込みが可能である旨明記されたため、税務事務の効率化の観点から、同ガイドラインに記載されたセキュリティ対策を講じた上で、積極的に取り組むこと。

さらに、情報システム機器の廃棄等については、機器内部の記憶装置からの情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を徹底する必要があることから、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知）を踏まえ、適切に対応すること。

(2) 地方法人二税の電子申告について、大法人は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されていること、及び、中小法人は義務化されていないものの、電子申告利用率を向上させることが求められていることから、eLTAXの機能の一つとして(5)のとおり地方税共通納税システムが稼働しているところでもあるため、各地方団体においては、国税庁と連携しつつ、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組むこと。

なお、法人税が課されず、法人住民税について均等割のみを課されている大法人においても同様に電子申告が義務化されていることから、遺漏なく対応すること。

(3) 地方団体及び事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える地方独立行政法人等が行う消費税及び地方消費税の電子申告について、令和2年4月1日以後に開始する課税期間からeTaxによる電子申告が義務化されていることから、庁内関係部局等と連携し、申告を行う事業者の立場として必要な対応について遺漏なく実施すること。

(4) 固定資産税（償却資産）の電子申告については、他税目に比して、その利用率が低い状況にあることから、電子申告利用率の向上に資するよう、eLTAXの利便性の向上や機能改善などの環境整備を進めているところであるが、令和2年度においては、12月11日に複数課税庁への一括電子申告システムの改良や形式的エラーチェック機能の強化を行ったところであり、各地方団体においては、引き続き、電子申告を活用して業務の効率化を進めるとともに、eLTAXの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及

び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組むこと。

- (5) 令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムは、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものであり、同システムについては、稼働から令和2年9月までの1年間の実績として、納付件数（納税者の口座から引き落とされた件数）は約40万件、払込件数（eLTAXから地方団体への払込み件数）は約156万件となっており、従来であれば紙の納付書を用いて納付されていた約156万件が電子納税に移行するとともに、納税者側から見れば約40万件にまとめて行われたこととなる。こうした同システムの利用によるメリットは、納税者等のみならず、地方団体や指定金融機関等にも及ぶが、その効果は、利用が促進されるにつれて高まるものである。他方で、納付金額約8,400億円は、同期間における対象税目の納付金額全体の1割に満たない状況であることから、今後、同システムを活用した電子納税を更に伸ばす余地は大きいものと考えており、国税当局と連携しつつ、更なる活用に向け、法人、個人事業主及び税理士会等への周知等に取り組むこと。

また、多様な納税方法を用意することによる納税者の利便性向上がますます重要になってきていることを踏まえ、口座振替、コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納の活用など納税者が税を納付しやすい環境について、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。

- (6) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様をデジタル庁（通常国会に提出された「デジタル庁設置法案」により設置）が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムを全国規模のクラウド基盤（「Gov-Cloud（仮称）」）上に構築し、当該システムを各地方公共団体が利用することを目指すこととされていること。なお、基幹税務システム（対象税目等は法人住民税、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び収滞納管理）については、令和3年夏までに標準仕様書を作成することとされていること。

このため、標準化・共通化を実効的に推進するための「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」が、通常国会に提出されたことに加え、令和2年度補正予算（第3号）において、地方公共団体情報システム機構に時限的な基金を設け、「Gov-Cloud（仮称）」への移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対し全額国費による補助（令和7年度まで）を行うこととし、1,509億円が計上されているところであり、令和7年度を目標時期として、標準仕様に適合したシステムへの移行に向けた準備を進めていただきたいこと。

- (7) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、令和6年度課税分から、特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされたことを踏まえ、積極的かつ早急に取り組むこと。
- (8) 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）については、令和6年度課税分から、個々の納税義務者に電子的に通知する体制を有する特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされたところであり、今後、各市区町村に

において基幹税務システムの改修等の作業が想定されるため、同通知の電子化を巡る動向に引き続きご留意いただきたいこと。

- (9) 財産調査で用いる金融機関照会様式、給与等照会様式及び競争入札参加資格申請用の納税証明書の交付申請様式については、統一様式が取りまとめられており、当該統一様式を使用すること。

この他、地方団体における手続上の書式・様式に関し、eLTAXを活用すれば全国統一フォーマットによる手続が可能となり、事業者の負担軽減につながることから、引き続き、その活用の促進に取り組むこと。

- 2 地方税分野におけるマイナンバー・法人番号の利用については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下「ガイドライン」という。）及び「地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて（通知）」（平成29年2月16日付け総税市第12号総務省自治税務局長通知）のとおり、地方団体が作成する通知等に本人の正しいマイナンバーが記載されているかを確認するなど、マイナンバーの適切な取扱いに万全を期すとともに、基幹税務システムをはじめ特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を、地方税情報を取り扱う関係部署を含め徹底すること。

また、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、ガイドラインの内容に留意し、

- (1) 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する
- (2) 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む
- (3) 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施する

など、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されていることから、各税目の申請等の手続において添付書類の省略が可能なものについては、省略するよう適切に対応すること。

- 3 平成30年度税制改正における給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替により、令和2年分の所得税及び令和3年度分の個人住民税から、税負担は増加しない者であっても、総所得金額等及び合計所得金額が増加するが生じることとなる。このため、これらの額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、当該制度等の所管府省における対応を踏まえ、社会保障制度等担当部局と連携して適切に対応いただきたいこと。加えて、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に適切に対応いただきたいこと。

- 4 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されたこ

とにより、今後さらに外国人労働者数の増加が見込まれることを踏まえ、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

- 5 ふるさと納税については、その制度趣旨を踏まえ、寄附金の使途について創意工夫が図られることが望ましいものであり、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組などを進めていただくことが重要であること。

ふるさと納税指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、各指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを、常に確認すること。その際、類似する返礼品等が他の地方団体において提供されていること等は基準に適合している理由とはならないため、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和2年7月16日付け総務市第56号総務省自治税務局市町村税課長通知）等を参照の上、基準適合性について適正に判断するとともに、不明な点があれば事前に相談いただきたいこと。

また、返礼品等の選定・調達、広告等の一部又は全部を外部事業者に委託している場合であっても、各指定基準に適合しなくなると認められたときは指定取消しとなり得るものであるため、その内容の確認を十分に行うなど適切に対応すること。

- 6 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであり、令和2年度税制改正において控除割合の引上げや手続きの簡素化等が行われたことも踏まえ、積極的な取組を進めていただきたいこと。

- 7 令和3年度与党税制改正大綱において、令和2年度与党税制改正大綱に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされたところであること。

については、「健康増進法」（平成14年法律第103号）も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。

なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであること。

- 8 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

- 9 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止する

ことができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

- 10 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者に対する徴収猶予等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」（令和3年1月15日付け総税企第11号総務省自治税務局長通知）に沿って、柔軟かつ適切に対応していただきたいこと。また、当該通知にも記載のとおり、納税者等から納付相談を受けた場合には、納税者等の置かれた状況や心情に十分配慮して対応していただきたいこと。

あわせて、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税等の特例措置については、「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に係る期限後の申告について」（令和3年1月15日付け総税固第1号総務省自治税務局長通知）を发出しているところであり、当該通知を踏まえて遺漏のないよう対応していただきたいこと。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）による改正前の地方税法施行規則

「令和2年改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）

「令和2年改正令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）

「令和2年改正則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第94号）

「平成30年改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）

「改正前効地方税法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法

「改正前効地方税法施行令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令

「自治法」：地方自治法（昭和22年法律第67号）

「自治令」：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

「自治則」：地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）

「交付金法」：国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）

「交付金令」：国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和 3 1 年政令第 1 0 7 号）

「交付金則」：国有資産等所在市町村交付金法施行規則（昭和 3 1 年総理府令第 3 1 号）